

鳥取県任期付職員採用試験

(令和8年4月採用予定 医師(子どものころ専攻医))

受験案内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階
電話 (0857) 26-7034
インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、採用候補者発表日

受付期間	令和7年4月21日(月) ～令和7年6月9日(月)(必着) ◎ 郵便、信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 郵便又は信書便の場合は、6月9日(月)17:15までに到着したもの(期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの)に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日及び 試験会場	受験票に記載する日時 応募受付後、試験日時を決定します。(令和7年6月14日(土)、15日(日)、21日(土)のいずれかの予定) [試験会場] 総合療育センター(鳥取県米子市上福原七丁目13-3) ※時刻、会場などの詳細は申込受付後にお知らせします。
採用候補者 発表日	令和7年7月9日(水) (予定)

2 採用予定者数、職務内容、主な配属先、任期

採用予定者数	職務内容(予定)	主な配属先	任期
1名程度	子どものころ専門医研修プログラム、入所児(肢体不自由、重症心身障害等)の診療、日当直および日当直待機、外来診療一般、通園事業にかかる診察、リハビリテーション前診察、療育(園、学校、デイサービス等)の支援・指導、市町村から依頼された乳幼児健診への派遣 等	総合療育センター	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (原則として3年間)

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和41年（1965年）4月2日以降に生まれた人

(2) 資格要件

ア 医師法第2条に規定する医師の免許を有する人

イ 一般社団法人日本専門医機構が認定する新専門医制度において基礎領域のうち小児科又は精神科の専門医資格を取得している人、又は令和8年3月31日までに専門医受験資格を取得する見込みの人

(3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内容
経歴評定	100点	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
人物試験	200点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

5 採用候補者の決定方法

(1) 採用候補者

採用候補者は、経歴評定と人物試験の得点を合計した得点（以下「合計得点」という。）の高い順により決定します。

なお、経歴評定と人物試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

(2) 証明書等

採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、各種証明書等（職歴証明書、卒業（修了）証明書、医師免許証の写し等）を提出していただきます。必要な要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されていない場合は採用されません。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否を文書にて通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	経歴評定、人物試験の得点、合計得点及び順位	採用候補者発表日から1月間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0 cm×23.5 cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用時期及び給与等

（1）採用時期

採用は、原則として令和8年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

（2）給与（医療職（1）給料表適用）

初任給は、職歴等の経歴に応じて決定されます。

◎6年制大学卒業後、実務経験が6年間ある30歳前半の方で医師級として採用された場合
年収約1,100万円程度

※給料（基本給）は、医師としての実務経験等を考慮の上、決定します。

※上記の年収は、給料、期末・勤勉手当、初任給調整手当及び地域手当の合計額（概ねの目安）です。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

※昇給は、原則として毎年1回、4月1日に行われます。

（3）勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

（4）勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

提出書類	申込書 1 部・・・受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（資格証明書等は申込時には不要です。） 経歴調書 1 部・・・作成要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。 返送用封筒 1 通・・・受験票を郵便により返送するため、<u>110円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形 3 号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出してください。</u>
申 込 先	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 3 階 電話(0857)26-7034 〔持参により申し込む場合〕 上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 （県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（医師）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の 交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、6 月 1 1 日（水）までに到着しないときは、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課に直接お問い合わせください。

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- （１）試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- （２）試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

①公権力の行使に該当する業務

- （１）許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- （２）報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- （３）県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- （４）補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- （５）不服申立てに対する裁決に関する事務
- （６）そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。

ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。